

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

厚生労働省の後発医薬品促進の方針に沿って、当院は後発医薬品の使用に積極的に取り組み、後発医薬品使用体制加算の届出を行なっています。後発医薬品の採用にあたっては、品質確保・十分安全な情報提供・安定供給等を満たし、有効かつ安全な製品を採用しています。後発医薬品への変更について、ご理解ご協力をお願いします。

後発医薬品使用体制加算

当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して、適切な対応ができる体制を整備しております。

なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。